

2006年3月25日

那覇防衛施設局・建設部建設企画課 御中

「沖縄県北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）
環境影響評価図書案」に対する意見

財団法人 日本自然保護協会

代表者 理事長 田畑貞寿

104-0033 東京都中央区新川 1-16-10 ミトビル 2F

日本自然保護協会は、固有種・希少種の生育生息地として知られる沖縄本島北部ヤンバル地域の自然環境保全に1980年代から取り組み、自然の調査研究の実施、地域社会との意思疎通を図りつつ、当該地域の生物多様性保全を働きかけてきた。その中では、林野庁による今後のヤンバル地域の国有林の取り扱いに関する検討、2000年及び2004年に開催された国際自然保護連合（IUCN）自然保護会議での「ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」勧告決議の採択と日米両政府にその履行を求めること等にも関わり、ヤンバル地域の生物多様性保全に一定の責任を果たすべく努めている。

以上の取組を行ってきた立場から、当該事業の環境影響評価に対し下記の意見を述べる。

1. この事業計画は、今後のヤンバル地域の生物多様性保全に対する基本的な考え方及び施策と整合していない。

北部訓練場一帯は、全域にわたり、またこの事業の計画地となっている南側においては海岸台地上まで自然度の高い亜熱帯降雨林が良好な状態で保存されている。これは、現時点までの訓練場の利用形態ゆえに大規模な環境改変を免れてきたためでもあり、結果として多くの固有種や希少種の生育生息地として機能している。沖縄北部国有林森林環境基礎調査専門委員会報告書（林野庁熊本営林局、平成10年3月）の「森林の取り扱いにおける基本事項」では、島という限られた土地条件の中にある国有林、とりわけイタジイを中心とする自然植生の今後の保全指針として、「林齢40年以上の森林の保護」「ある程度のまとまりをもった森林の保護」を挙げているが、計画地周辺はこれらの条件に該当し、将来は国有林の保護林制度や自然公園法等によって保護担保されなければならない地域と考えられる。また「琉球諸島」は、日本政府によって世界自然遺産登録申請候補地とされていることから、ヤンバル地域はその中心エリアとして確実な保護がなされなければならない地域となっている。

そのような環境条件を持つ地域一帯に、新規建設4箇所を含む6箇所のヘリコプター

着陸帯を建設することは、今後とるべき保全施策と明らかに対立する矛盾した施策であるといえる。

2. ヘリコプター着陸帯建設と運用における、環境影響の最小化が計られているとはみなせない。

計画地周辺は、自然度の高い水系、樹齢 60 年を超える高齢木を含む発達した自然植生、分水嶺から海岸線まで続く自然のまとまりが現在も温存され、ノグチゲラ等のヤンバルを代表する固有種・希少種が生育生息している。本環境影響評価図書案の中では、建設候補地の選定過程で「自然度の総合評価」のランク I は避け、ランク II は可能な限り除外したと記述されているが、6 箇所のヘリコプター着陸帯を地域一帯に建設した場合、これら動植物の生息・生育地の消失・分断といったランク I 地域にも関係する面的な規模でかく乱が発生し、着陸帯間をつなぐ道路建設に伴って、森林の乾燥化や外来植物の侵入可能性が全域で高まるであろうことは容易に予測される。また、これら着陸帯すべてを使用してヘリコプターを運用すれば、その騒音による動物の行動やコミュニケーションへの広範囲への悪影響は免れないと懸念されるが、環境影響図書案には使用機材の種類や離着陸頻度、騒音の量や性質等に関する記述は見あらず、これらに対してどのような環境保全措置を講じるかについての具体的記述もない。

本環境影響評価図書案は、このように通常的环境影響評価の文書としてみた場合にも、科学的検討に基づく十分な記述があるとはみなせないものとなっている。環境影響評価を行うというのであれば、本事業に関する環境影響を再度抽出・分析し、守るべき重要な自然要素に対する効果的な保全策をとりうるかについて、検討し直すべきである。

以上